

第94回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 平成30年6月28日(木曜日) 午前10時

開催場所 ホテル・ヘリテイジ飯能sta. 6階
ヘリテイジホール
埼玉県飯能市仲町11番21号

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	14
連結計算書類	33
計算書類	36
監査報告	39

株主各位

証券コード 6844

平成30年6月6日

東京都千代田区大手町二丁目2番1号

新電元工業株式会社

代表取締役社長 **鈴木 吉憲**

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の「議決権の行使等についてのご案内」に従って、平成30年6月27日（水曜日）午後5時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<p>1 日 時</p>	<p>平成30年6月28日（木曜日）午前10時</p>
<p>2 場 所</p>	<p>埼玉県飯能市仲町11番21号 ホテル・ヘリテイジ飯能sta. 6階 ヘリテイジホール</p>
<p>3 目的事項</p>	<p>報告事項 1. 第95期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第95期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件</p>
<p>4 招集にあたっての決定事項</p>	<p>次頁に記載の【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。</p>
<p>5 インターネットによる開示について</p>	<p>本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社の定款第22条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.shindengen.co.jp/ir/）に記載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。</p> <p>① 連結計算書類の「連結注記表」 ② 計算書類の「個別注記表」</p> <p>従いまして、本招集ご通知添付書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。</p>

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.shindengen.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

議決権の行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 平成30年 6月28日（木曜日）午前10時

場所 ホテル・ヘリテイジ飯能sta. 6階 ヘリテイジホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成30年 6月27日（水曜日）午後5時10分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 平成30年 6月27日（水曜日）午後5時10分まで

- （1）書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取扱いいたします。
- （2）インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取扱いいたします。
- （3）インターネットによる議決権行使のご案内
インターネットにより議決権を行使される場合は、次頁をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

（議決権行使サイトについて）

① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

④ インターネットによる議決権行使は、平成30年6月27日（水曜日）午後5時10分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

（インターネットによる議決権行使方法について）

① 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

② 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

（議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について）

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主等（常任代理人様を含みます。）につきましても、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会におけるインターネット等による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話**0120-173-027**（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けており、業界における競争力を維持・強化するための内部留保、株主資本利益率の水準、業績等を総合的に勘案して成果の配分を行っていくことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金125円
総額1,287,493,750円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月29日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位および担当	属性
1	すずき よしのり 鈴木 吉憲	代表取締役社長	再任
2	ねぎし やすみ 根岸 康美	取締役(専務執行役員) 経営企画室長 兼 管理部門統括	再任
3	ほりぐち けんじ 堀口 健治	取締役(常務執行役員) 工場長 兼 事業構造改革・資材・物流・磁性部品担当	再任
4	たなか のぶよし 田中 信吉	取締役(常務執行役員) 営業本部長 兼 E V P室担当	再任
5	やまだ いちろう 山田 一郎	取締役	再任 社外 独立
6	はしもと ひでゆき 橋元 秀行	取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

略歴、地位、担当

昭和57年4月	当社入社	平成21年2月	執行役員
平成8年3月	シンデンゲン・シンガポール・ピー ティーイー・リミテッド取締役社長		経営企画室長
平成11年4月	電子デバイス事業本部半導体事業 部デバイス海外営業部長	平成21年6月	取締役兼執行役員 経営企画室長
平成12年4月	電子デバイス事業本部販売事業部 デバイス海外営業部長	平成24年6月	取締役兼執行役員 海外販売・共通販売担当
平成14年4月	電子デバイス事業本部販売事業部 営業企画部長	平成25年4月	取締役兼執行役員 営業本部長
平成15年4月	営業本部民生電子販売事業部第2 営業部長	平成25年6月	取締役兼執行役員 販売・電装事業担当
平成17年4月	営業本部共通販売統括室大阪支店 長	平成26年6月	取締役兼上席執行役員 販売・電装事業担当
平成18年4月	電子デバイス営業本部共通販売事 業部大阪支店長	平成27年4月	取締役兼上席執行役員 新電元デバイス販売(株)代表取締役 社長
平成19年4月	電子デバイス事業本部電子デバイ ス販売事業部長	平成27年6月	取締役兼上席執行役員 事業構造改革担当兼新電元デバイ ス販売(株)代表取締役社長
平成20年6月	執行役員 電子デバイス事業本部副本部長兼 電子デバイス事業本部電子デバイ ス販売事業部長	平成28年4月	代表取締役社長（現在に至る）

重要な兼職

該当なし

選任理由

鈴木吉憲氏は、長年にわたり国内外の営業部門を牽引し、豊富なビジネス経験と実績を有しております。また、経営企画室長、取締役兼執行役員を経て、平成28年4月より代表取締役社長を務め、経営の指揮、監督を適切に行っております。こうしたことから、持続的な企業価値向上を実現するリーダーとして適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

特別の利害関係

鈴木吉憲氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

略歴、地位、担当

昭和57年 4月	当社入社	平成27年 7月	取締役兼上席執行役員 経営企画室長兼人事・総務・人材開発担当
平成16年11月	経理部長		
平成21年 2月	人事部長		
平成21年 4月	人事部長兼研修センター長		
平成24年 6月	取締役兼執行役員 経営企画室長兼人事・総務・研修センター担当	平成28年 4月	取締役兼常務執行役員 経営企画室長兼経理・管理部門担当
平成24年10月	取締役兼執行役員 経営企画室長兼人事・総務・人材開発担当	平成29年 4月	取締役兼常務執行役員 経営企画室長兼管理部門統括
平成27年 6月	取締役兼上席執行役員 経営企画室長兼人事・総務・人材開発担当	平成30年 4月	取締役兼専務執行役員（現在に至る） 経営企画室長兼管理部門統括（現在に至る）

重要な兼職

該当なし

選任理由

根岸康美氏は、長年にわたり管理部門を主導し、経理、人事、総務、経営企画など幅広い業務経験と深い知識を有しております。また、平成24年6月より取締役に務め、経営の監督を適切に行っております。こうしたことから、当社の経営に欠かせない人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

特別の利害関係

根岸康美氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

略歴、地位、担当

昭和58年 4月	当社入社	平成25年 4月	執行役員 (株)東根新電元代表取締役社長
平成12年 4月	機能デバイス事業本部機能デバイス事業部デバイス設計部長	平成25年 6月	取締役兼執行役員 技術・生産・品質・知的財産・パワーモジュール製品担当
平成15年10月	電子デバイス事業本部機能デバイス事業部副事業部長兼電子デバイス事業本部機能デバイス事業部設計部長	平成26年 6月	取締役兼執行役員 技術開発センター長兼技術・生産・品質・知的財産・パワーモジュール製品担当
平成17年 4月	電子デバイス事業本部機能デバイス事業部長兼電子デバイス事業本部機能デバイス事業部設計部長	平成27年 6月	取締役兼執行役員 技術・生産・品質担当
平成18年 4月	電子デバイス事業本部機能デバイス事業部長	平成28年 4月	取締役兼上席執行役員 技術・生産・品質担当
平成20年 4月	技術開発本部 I C開発センター長	平成29年 4月	取締役兼上席執行役員 工場長兼事業構造改革・資材・物流・磁性部品担当
平成21年 4月	技術開発センター副センター長	平成30年 4月	取締役兼常務執行役員 (現在に至る) 工場長兼事業構造改革・資材・物流・磁性部品担当 (現在に至る)
平成22年 6月	執行役員 (株)東根新電元代表取締役社長		
平成24年 6月	執行役員 (株)東根新電元代表取締役社長兼 S P I S プロジェクト担当		
平成25年 3月	執行役員 (株)東根新電元代表取締役社長兼 S P I S プロジェクト長兼 S P I S プロジェクト担当		

重要な兼職

該当なし

選任理由

堀口健治氏は、主に設計部門、生産部門、品質管理部門に携わり、それぞれの分野において深い知見と多くの実績を有しております。また、平成25年6月より取締役を務め、経営の監督を適切に行っております。こうしたことから、当社の経営に欠かせない人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

特別の利害関係

堀口健治氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

4 ^{たなか}田中 ^{のぶよし}信吉 (昭和36年7月20日生)

再任

所有する当社株式数
2,276株

略歴、地位、担当

昭和60年4月	当社入社	平成28年4月	上席執行役員
平成18年10月	経営企画室 企画部長		電子デバイス事業本部長兼営業本部長
平成22年4月	電子デバイス事業本部電子デバイス事業管理室管理部長	平成29年4月	上席執行役員
平成22年7月	電子デバイス事業本部電子デバイス事業管理室長		営業本部長兼EVP室担当
平成23年6月	執行役員	平成29年6月	取締役兼上席執行役員
	電子デバイス事業本部長		営業本部長兼EVP室担当
平成27年6月	執行役員	平成30年4月	取締役兼常務執行役員（現在に至る）
	電子デバイス事業本部長兼営業本部長		営業本部長兼EVP室担当（現在に至る）

重要な兼職

該当なし

選任理由

田中信吉氏は、国内外の営業部門に従事し、また、経営企画室、電子デバイス事業本部を牽引するなど、幅広い実務経験と深い知見を有しております。こうした経験と知見は、持続的な企業価値向上に欠かすことができないものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

特別の利害関係

田中信吉氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

5

やまだ いちろう
山田 一郎

(昭和24年8月1日生)

再任

社外

独立

所有する当社株式数
411株**略歴、地位、担当**

昭和49年 4月	日本電信電話公社武蔵野電気通信研究所入社	平成12年 7月	同社N T T生活環境研究所長
昭和60年 9月	工学博士 (東京大学)	平成14年 7月	東京大学大学院工学系研究科教授
平成 5年 1月	日本電信電話 (株) 総合企画本部・技術調査部担当部長 (技術支援専門長)	平成21年 5月	同大学副学長 (環境安全担当)
平成 7年 2月	同社N T T境界領域研究所通信エネルギー研究部長	平成24年 4月	同大学大学院新領域創成科学研究科教授
平成11年 1月	同社N T T通信エネルギー研究所エネルギーシステム研究部長	平成26年 6月	当社取締役 (現在に至る)
		平成27年 6月	東京大学名誉教授 (現在に至る)

重要な兼職

東京大学名誉教授

選任理由

山田一郎氏は、大学教授として様々な要職を歴任しており、専門的な知識や豊富な経験を活かし、経営に対し指導・助言いただけることを期待して、引き続き社外取締役候補者といたしました。

なお、山田一郎氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

また、山田一郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

特別の利害関係

山田一郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

責任限定契約について

当社は山田一郎氏との間で会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、本総会において同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。

6

はしもと
橋元 秀行ひでゆき
(昭和39年1月25日生)

再任

社外

独立

所有する当社株式数
0株**略歴、地位、担当**

平成3年10月	中央新光監査法人入所	平成19年5月	東陽監査法人入所
平成7年4月	公認会計士登録	平成26年6月	東陽監査法人 代表社員（現在に至る）
平成12年1月	橋元公認会計士事務所開設	平成27年6月	当社取締役（現在に至る）
平成12年4月	税理士登録		

重要な兼職

公認会計士、税理士

選任理由

橋元秀行氏は、公認会計士および税理士として、専門的な知識や豊富な経験を有しており、経営に関して有益なアドバイスをいただけることを期待して、引き続き社外取締役候補者といたしました。

なお、橋元秀行氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

また、橋元秀行氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

特別の利害関係

橋元秀行氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

責任限定契約について

当社は橋元秀行氏との間で会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、本総会において同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ちば しやうじ
千葉 昌治 (昭和40年6月25日生)

所有する当社株式数
1,031株

略歴、地位、担当

昭和63年4月 当社入社
平成22年4月 企画部長
平成26年4月 経理部長 (現在に至る)

重要な兼職

該当なし

特別の利害関係

千葉昌治氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

以 上

事業報告

(平成29年 4月 1日から)
(平成30年 3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用・所得環境にくわえ、個人消費などが堅調に推移し、緩やかな景気拡大が持続しました。海外においては、地政学リスクや保護主義政策への懸念にくわえ、為替相場の変動など、先行きの不透明さが増したものの、経済面においては概ね堅調に推移しました。

当社グループを取り巻く環境は、太陽光発電市場など新エネルギー分野は市況の下落が続いたものの、百年に一度の変革期ともいわれるモビリティ分野は、好調に推移しました。

このようななか、当連結会計年度では、低調だった新エネルギー事業や、その他セグメントで一部商流変更を進めたことなどに伴う減収影響があったものの、デバイス事業と電装事業が好調に推移し、売上高は921億77百万円（前期比1.9%増）となりました。利益面は、デバイス事業と電装事業が全体収益をけん引し、営業利益は68億53百万円（前期比34.3%増）、経常利益は71億64百万円（前期比55.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は52億93百万円（前期比56.2%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであり、セグメント間の取引については相殺消去して記載しております。

なお、当連結会計年度より、在外子会社の収益および費用の換算方法を変更しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、前期比較にあたっては遡及適用後の数値に基づき算出しております。

【デバイス事業】

デバイス事業の売上高は342億75百万円（前期比11.8%増）、営業利益は43億15百万円（前期比24.8%増）となりました。

空調機向けを中心とした家電市場、自動化・省人化投資で活況な産業機器市場、電子化が進展する自動車市場が、いずれも前期実績を大きく超えて、増収となりました。損益面においては、増収や増産効果などにより、増益となりました。

【電装事業】

電装事業の売上高は490億90百万円（前期比7.3%増）、営業利益は77億16百万円（前期比51.3%増）となりました。

主力のアジア二輪車市場では、低調だったインドネシアが下期に入り好転し前年並みを確保したほか、市場が堅調なベトナムや、拡大基調のインドで好調に推移し、増収となりました。損益面においては、増収や生産性の向上に円安効果もくわわり、増益となりました。

【新エネルギー事業】

新エネルギー事業の売上高は75億95百万円（前期比31.5%減）、営業損失は19億44百万円（前期は4億5百万円の損失）となりました。

太陽光発電市場は、低調な市況や厳しさを増す価格競争などにより、パワーコンディショナの販売が減少したほか、通信市場においても電源設備の需要が急減し、減収となったことで、損失拡大となりました。

【その他】

その他の売上高は12億14百万円（前期比58.5%減）、営業利益は66百万円（前期比68.4%増）となりました。

② 資金調達の状況

当連結会計年度は、当社グループの所要資金として、長期借入金および社債の発行により総額60億円の資金調達を実施いたしました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度は60億53百万円の設備投資を実施いたしました。

その主なものは、デバイス事業においてモジュール製品のライン増設等による生産設備増強および維持更新投資や電装事業において生産設備増強を実施したことなどによるものであります。

(2) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

区 分		期 別		第92期	第93期	第94期	第95期
				平成26年度	平成27年度	平成28年度	(当連結会計年度) 平成29年度
売	上	高	百万円	108,255	98,110	90,415	92,177
経	常	利	百万円	7,861	405	4,603	7,164
親	会	社	百万円	5,252	205	3,388	5,293
当	期	純	百万円	5,252	205	3,388	5,293
1	株	当	円	509.81	19.90	328.97	513.91
総	資	産	百万円	134,002	133,101	128,530	133,706
純	資	産	百万円	56,664	50,751	54,004	59,169

(注) 1. 従来、在外連結子会社の収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算しておりましたが、当連結会計年度より期中平均為替相場により円貨に換算する方法に変更したため、前連結会計年度については、当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。

(注) 2. 当社は平成29年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しております。第92期（平成26年度）の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 権 の 比 議 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 秋 田 新 電 元	490 百 万 円	100.0%	電 気 機 器 の 製 造
株 式 会 社 東 根 新 電 元	400 百 万 円	100.0	電 気 機 器 の 製 造
株 式 会 社 岡 部 新 電 元	100 百 万 円	100.0	電 気 機 器 の 製 造
新 電 元 エ ン タ ー プ ラ イ ズ 株 式 会 社	50 百 万 円	100.0	福 利 厚 生 サ ー ビ ス
新 電 元 ス リ ー イ ー 株 式 会 社	25 百 万 円	100.0	電 気 機 器 の 製 造
新 電 元 熊 本 テ ク ノ リ サ ー チ 株 式 会 社	20 百 万 円	100.0	ソ フ ト ウ ェ ア サ ー ビ ス
ラ ン プ ー ン ・ シ ン デ ン ゲ ン ・ カ ン パ ニ ー ・ リ ミ テ ッ ド	300,000 千 THB	100.0	電 気 機 器 の 製 造
シ ン デ ン ゲ ン ・ フ ィ リ ピ ン ・ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	10,276 千 USD	100.0	電 気 機 器 の 製 造
ピー ティ ー ・ シ ン デ ン ゲ ン ・ イ ン ド ネ シ ア	303,150 百 万 IDR	100.0	電 気 機 器 の 製 造 ・ 販 売
シ ン デ ン ゲ ン ・ イ ン デ ィ ア ・ プ ラ イ ベ ー ト ・ リ ミ テ ッ ド	1,240 百 万 INR	100.0	電 気 機 器 の 製 造 ・ 販 売
シ ン デ ン ゲ ン ・ ベ ト ナ ム ・ カ ン パ ニ ー ・ リ ミ テ ッ ド	151,456 百 万 VND	100.0	電 気 機 器 の 製 造 ・ 販 売
広 州 新 電 元 電 器 有 限 公 司	48,200 千 CNY	100.0	電 気 機 器 の 製 造 ・ 販 売
シ ン デ ン ゲ ン (タ イ ラ ン ド) カ ン パ ニ ー ・ リ ミ テ ッ ド	102,000 千 THB	100.0	電 気 機 器 の 製 造 ・ 販 売
新 電 元 (上 海) 電 器 有 限 公 司	33,153 千 CNY	100.0	電 気 機 器 の 販 売
シ ン デ ン ゲ ン ・ ア メ リ カ ・ イ ン コ ー ポ レ イ テ ッ ド	1,000 千 USD	100.0	電 気 機 器 の 販 売
新 電 元 (香 港) 有 限 公 司	1,500 千 HKD	100.0	電 気 機 器 の 販 売
シ ン デ ン ゲ ン ・ ユ ー ケ ー ・ リ ミ テ ッ ド	141 千 EUR	100.0	電 気 機 器 の 販 売
シ ン デ ン ゲ ン ・ シ ン ガ ポ ー ル ・ ピ ー ティ ー イ ー ・ リ ミ テ ッ ド	108 千 USD	100.0	電 気 機 器 の 販 売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2021年度までの中長期ビジョンを掲げるとともに、その実現に向けた第1フェーズとして2018年度までの3カ年を期間とする「第14次中期経営計画」を策定しています。

【中長期ビジョン】

当社グループは、自社のパワー半導体をキーとして、コンポーネントである電装製品や電源製品を更に進化させ競争力向上に努めるとともに、製品開発スピードを上げることで新製品投入サイクルを早め、高収益体質を作り上げることを意図し、「半導体の活用による部品事業への転換と高収益体質への挑戦」を2021年度までの中長期ビジョンとして掲げました。当ビジョンのもと、従来から成長市場と位置付けているモビリティ、エネルギー、産業機器に加え、新興国の人口増加や先進国の高齢化、医療の高度化等により医療・介護機器開発が加速するヘルスケア市場においても、デバイスからコンポーネントまで提供できる価値ある企業を目指してまいります。

【第14次中期経営計画】

当社グループは、2021年度までの中長期ビジョンの実現に向けた第1フェーズとして2018年度までの3カ年を期間とする「第14次中期経営計画」を策定しています。経営方針として「技術優位への挑戦・スピード・海外への販売強化」を掲げ、当中期経営計画達成に必要な施策を講じ、それらを着実に実行していくとともに、2021年度に向けた成長基盤を築いてまいります。

具体的施策といたしましては、重点市場と位置付けるモビリティやエネルギー分野などにおいて、競争優位なポジションを確立するべく、自社製半導体の活用による事業シナジーを更に推進させてまいります。開発においては、タイムリーな製品投入を可能にするため、シミュレーションや外部リソースの有効活用によるスピード強化を図っていくほか、海外での売上拡大に向けて、現地での開発・設計などサポート体制を強化してまいります。また、コスト面においては、省人化に向けた積極的な投資を実施するなど生産改革を進めるほか、海外市場の拡大に向けグローバル人材の育成やBCP強化など経営品質の向上に努めてまいります。当社グループは、こうした施策を着実に実行することで、持続的成長と高い収益性を実現し、企業価値の向上ひいては株主の皆様共同の利益に繋げてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは電気機械器具の製造・販売を主要な事業としており、主な製品は次のとおりであります。

事業区分	製品名
デバイス	一般整流ダイオード、ブリッジダイオード、高速整流ダイオード、サイリスタ、MOSFET、省電力型電源用パワーIC、高耐圧パワーIC、DC-DCコンバータIC、パワーモジュール
電装	二輪車用ECU、二輪車用レギュレータ/レクティファイア、二輪車用CDI、四輪車用DC/DCコンバータユニット、四輪車用オンボードチャージャー、四輪車用ECU、汎用インバータ
新エネルギー	太陽光発電用パワーコンディショナ、蓄電システム、EV/PHEV用充電器、通信機器用電源装置
その他	ソレノイド

(6) 主要な営業所および工場（平成30年3月31日現在）

当社	本社	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
	国内	大阪支店（大阪府大阪市） 名古屋支店（愛知県名古屋市） 飯能工場（埼玉県飯能市）
	海外	ソウル営業所（大韓民国）
子会社	国内	株式会社秋田新電元（秋田県由利本荘市） 株式会社東根新電元（山形県東根市） 株式会社岡部新電元（埼玉県深谷市） 新電元エンタープライズ株式会社（埼玉県飯能市） 新電元スリーイー株式会社（埼玉県飯能市） 新電元熊本テクノリサーチ株式会社（熊本県菊池郡菊陽町）
	海外	ランプーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド（タイ王国） シンデンゲン・フィリピン・コーポレーション（フィリピン共和国） ピーティー・シンデンゲン・インドネシア（インドネシア共和国） シンデンゲン・インドア・プライベート・リミテッド（インド共和国） シンデンゲン・ベトナム・カンパニー・リミテッド（ベトナム社会主義共和国） 広州新電元電器有限公司（中華人民共和国） シンデンゲン（タイランド）カンパニー・リミテッド（タイ王国） 新電元（上海）電器有限公司（中華人民共和国） シンデンゲン・アメリカ・インコーポレイテッド（米国） 新電元（香港）有限公司（中華人民共和国） シンデンゲン・ユークー・リミテッド（英国） シンデンゲン・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド（シンガポール共和国）

(7) 使用人の状況 (平成30年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
4,956名	267名増

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,009名	11名増	42.41歳	17.47年

(8) 主要な借入先の状況 (平成30年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	7,100百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,550
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	4,550
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	500

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日より株式会社三菱UFJ銀行に銀行名を変更しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

① 発行可能株式総数	普通株式	31,000,000株
	A種優先株式	5,000,000株
	B種優先株式	5,000,000株
② 発行済株式の総数	普通株式	10,338,884株
	A種優先株式	—
	B種優先株式	—
③ 株主数	普通株式	4,820名
	A種優先株式	—
	B種優先株式	—

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
本田技研工業株式会社	1,336千株	12.97%
中央不動産株式会社	930	9.03
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	417	4.05
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	357	3.47
資産管理サービス信託銀行株式会社 （みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口）	356	3.46
朝日生命保険相互会社	325	3.16
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	280	2.72
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口9）	269	2.61
新電元工業 協力会社持株会	217	2.12
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口4）	206	2.00

(注) 持株比率は自己株式（普通株式38,934株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成30年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他株式に関する重要な事項

平成29年6月29日開催の第93回定時株主総会決議に基づき、平成29年10月1日付で当社普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施し、単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

(4) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における位 地	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木吉憲	
取締役 (常務執行役員)	根岸康美	経営企画室長 兼 管理部門統括
取締役 (上席執行役員)	堀口健治	工場長 兼 事業構造改革・資材・物流・磁性部品担当
取締役 (上席執行役員)	田中信吉	営業本部長 兼 E V P 室担当
取締役	山田一郎	東京大学名誉教授
取締役	橋元秀行	公認会計士、税理士
常勤監査役	肥後良明	
監査役	藤巻真人	中央不動産株式会社 代表取締役副社長 新日本無線株式会社 社外監査役
監査役	三宅雄一郎	弁護士 山洋電気株式会社 社外取締役 旭有機材株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社タダノ 社外監査役

- (注) 1. 取締役山田一郎および取締役橋元秀行の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役藤巻真人および監査役三宅雄一郎の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役山田一郎氏、取締役橋元秀行氏、および監査役三宅雄一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役藤巻真人氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 下記の通り取締役の地位および担当等の異動を行っております。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
根岸康美	取締役 兼 常務執行役員 経営企画室長 兼 管理部門統括	取締役 兼 専務執行役員 経営企画室長 兼 管理部門統括	平成30年4月1日
堀口健治	取締役 兼 上席執行役員 工場長 兼 事業構造改革・資材・ 物流・磁性部品担当	取締役 兼 常務執行役員 工場長 兼 事業構造改革・資材・ 物流・磁性部品担当	
田中信吉	取締役 兼 上席執行役員 営業本部長 兼 E V P室担当	取締役 兼 常務執行役員 営業本部長 兼 E V P室担当	

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区分	人数	報酬等の総額
取(うち社外取締役)役	7名 (2)	95百万円 (14)
監(うち社外監査役)役	4 (3)	41 (15)
合(うち社外役員)計	11 (5)	136 (30)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成元年3月30日開催の第64回定時株主総会において月額25百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第70回定時株主総会において月額6百万円以内と決議いただいております。
4. 平成20年6月27日開催の第84回定時株主総会において、役員退職慰労金の打切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりであります。なお、支給時期は各役員のリタイア時としております。
- ・ 監査役 1名 6百万円 (うち社外監査役 1名 6百万円)

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社の業務執行取締役等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役藤巻真人氏は、中央不動産株式会社の代表取締役副社長を兼務しております。中央不動産株式会社は当社の大株主であります。

ロ. 他の会社の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役藤巻真人氏は、新日本無線株式会社の社外監査役を兼務しております。新日本無線株式会社と当社との間には、取引関係はございません。

監査役三宅雄一郎氏は、山洋電気株式会社の社外取締役、旭有機材株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社タダノの社外監査役を兼務しております。山洋電気株式会社と当社との間には製品販売等の取引関係がございます。旭有機材株式会社および株式会社タダノの両社と当社の間には、取引関係はございません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況および発言状況

取締役会は13回開催され、取締役山田一郎氏が13回、取締役橋元秀行氏が13回、監査役藤巻真人氏が10回、監査役三宅雄一郎氏が13回出席し、それぞれ専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・監査役会への出席状況および発言状況

監査役会は14回開催され、監査役藤巻真人氏が10回、監査役三宅雄一郎氏が14回出席し、それぞれ監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 監査役藤巻真人氏は、平成29年6月29日開催の第93回定時株主総会において選任されたため、出席すべき取締役会および監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。

なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は10回であります。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役山田一郎氏および橋元秀行氏、監査役藤巻真人氏および三宅雄一郎氏は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(5) 会計監査人の状況

- ① 名 称 新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

名 称	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
新日本有限責任監査法人	56百万円	57百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 当社は、新日本有限責任監査法人に対して、会社法に基づく監査以外の業務である「英文財務諸表の監査」等を委託しております。
3. 監査役会は、会計監査人から提出を受けた監査計画の内容及び監査報酬の見積り根拠、従前の事業年度における会計監査人の職務執行状況、監査報酬の推移、取締役その他社内関係部署からの報告を踏まえ、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
4. 当社の子会社には、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（当該法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けているものがあります。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、監査役会が必要と判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

(6) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会における決議により、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を定めております。

当該基本方針の内容は次のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
 - (1) 取締役及び使用人の法令を遵守する基盤として、「新電元グループ行動指針」を定め、周知徹底を図ります。
 - (2) 取締役会は、コンプライアンスのための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けます。
 - (3) 執行役員制度により、取締役の職務執行(意志決定・監督)機能と執行役員の職務執行(業務執行)機能とを分離し、適正かつ効率的な業務執行を図るとともに、取締役の監視機能を強化します。
 - (4) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
 - (5) 内部監査部門により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、整備方針・計画の実行状況を監視します。
 - (6) 内部通報制度(企業倫理ホットライン/社内及び社外の相談窓口)により、法令違反等を未然に防ぐ体制を整備します。受け付けた通報は、通報検討委員会にて内容を精査し、調査及び再発防止の徹底を図ります。
 - (7) 内部通報制度により、内部通報を行った者が、通報等をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制をとります。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について
取締役会議事録、稟議書、各種契約書、通達文書等取締役の職務執行に係る情報については、文書規定の定めるところに従い文書又は電磁的媒体にて適切に保存・管理する一方で、漏洩等の危険に対して都度必要な措置を講じるとともに、必要かつ正当な関係者が閲覧できる体制を整備します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
 - (1) 会社における個々の損失の危険(環境、災害、品質、輸出管理等のリスク)については、それぞれのリスクを管理する取締役の指示のもと、対応部署が各規定・規則類の整備を行い、予防及び事後対応策の検討並びに実行、教育、監査等の活動を行います。
 - (2) 個々のリスクに対し必要に応じ組織横断的な専門委員会を設置し、上記同様の運用を行います。
 - (3) 内部監査部門により、企業集団におけるリスク・マネジメントが有効に機能しているか、マニュアルを制定し、その実行状況を監視します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
 - (1) 取締役の担当区分を定め、その職務の遂行が効率的に行われる体制をとります。
 - (2) 執行役員への権限委譲により業務執行のスピードアップを図り、取締役会は意志決定及び監督機能に注力します。
 - (3) 達成すべき目標として中期経営計画を定め、当該年度の経営方針に沿った年次計画を策定するとともに、事業部門等の業務目標を設定し、実施すべき具体的な施策を実行します。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
 - (1) 企業集団における業務の適正を確保するため、「新電元グループ行動指針」の周知徹底を図ります。
 - (2) 子会社管理規定の定めるところに従い、各事業部門及び各種委員会を通じて、子会社は親会社が必要とする資料提出等により、業務及び財務の状況、事業計画に対する進捗等の報告を行うことで、グループ一体となった運営を行います。
 - (3) 各子会社の機関決定に関わるルールの明確化を図ります。
 - (4) 監査役は、独立した立場から、子会社について、内部統制システムの整備・運用状況を含め監査職務を遂行します。
 - (5) 企業集団としての内部通報制度(企業倫理ホットライン)により、子会社における法令違反等を未然に防ぐ体制をとります。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について
監査役の職務を補助する機関として専任の監査役付を置き、適切な人材を配置しません。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項について
補助使用人の適切な職務の遂行のため、補助使用人の人事考課及び人事異動については監査役監査基準(規定)の定めるところに従い、監査役の同意をもって決定します。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について
取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社及び関係会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況(守秘義務に配慮)、あらかじめ監査役と協議して定めたその他の報告事項等について適宜報告します。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
- (1) 代表取締役と監査役は、相互の意識向上を図るため、定期的な会合をもちます。
 - (2) 監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社等の取締役等との意志疎通、情報収集・交換が適切に行えるよう協力します。
 - (3) 監査役が職務遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、会計監査人等の外部専門家と連携を図れる体制をとります。
 - (4) 監査役が職務遂行上必要な費用について、監査役が前払または償還を請求したときは、当該費用が必要でないと認められた場合を除き、請求に従い必要な支払を行います。
10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
- (1) 市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、さらにはそれらからの要求を断固拒否します。
 - (2) 総務部が対応統括部署となり関係機関等と緊密に連携し助言、指導を受ける他、「対応マニュアル」を定め、体制を整備しています。

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

1. 内部統制システムについて

コンプライアンスのための体制を含む内部統制システムに関して、内部監査部門により当社グループの整備方針・計画の実行状況について内部監査を実施し、取締役会および監査役会への定期報告を実施いたしました。またコンプライアンス委員会および関連規定を整備し、コンプライアンス違反の予防、違反発生時の対処手順を定義しております。

2. リスク・マネジメント体制について

損失の危険(環境、災害、品質、輸出管理等のリスク)については、それぞれのリスク管理対応部署により規定・規則類の整備を行い、リスクの評価・予防、施策の実行、教育および監査等の活動を実施いたしました。

企業集団におけるリスク・マネジメントについては、当社グループ各社のセルフ・アセスメントおよび内部監査部門による内部監査により監視を実施しております。

3. 子会社経営管理について

当社「子会社管理規定」に基づき、各事業部門および各種委員会は、子会社の資料提出等により、業務・財務の状況、事業計画の進捗等の報告を受けております。

4. 取締役の職務執行について

当事業年度において、取締役会を13回実施し、法令、定款および取締役会規定に定められた経営上重要な事項の決定および職務執行の監督を実施しました。

5. 監査役の職務遂行について

当事業年度において、監査役会を14回実施し、取締役の職務執行の監査を実施しました。監査役は、取締役および使用人から法定の事項、経営上の重要な事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況等の報告を受けております。

また監査役の機能強化のため、業務執行から独立した専任の使用人が監査役の業務の補助にあたっております。

(8) 会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められる以上、当社の財務および事業の方針を支配する者については、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づき決定されることが基本であると考えます。また、当社株式に対して特定の者から大量買付行為が為された場合、株主の皆様が当該買付行為を受け入れるか否かの適切なご判断を行うためには、買付者および当社取締役会双方から必要かつ十分な情報が提供される必要があると考えます。従って、当社株式に対する大量買付行為が合理的なルールに従って行われる体制を整えておくことが、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に合致するものと考えます。

一方、大量買付行為の中には、株主の皆様は株式の売却を強要する仕組みを有するものや、当社に回復し難い損害を与えるおそれのあるものなど、株主共同の利益を著しく損なうものもないとはいえません。当社は、このような買付行為またはこれに類する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針を支配する者としては不適切であり、当社の財務および事業の方針を支配する者は、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社グループの企業価値を高め、株主共同の利益の確保・向上のため、中長期の視点に立ち、安定的な経営体制を堅持する者でなければならないと考えます。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの具体的な内容の概要

1) 中長期的な企業価値向上のための取組み

当社グループは、自社のパワー半導体をキーとして、コンポーネントである電装製品や電源製品を更に進化させ競争力向上に努めるとともに、製品開発スピードを上げることで新製品投入サイクルを早め、高収益体質を作り上げることを意図し、「半導体の活用による部品事業への転換と高収益体質への挑戦」を2021年度までの中長期ビジョンとして掲げました。

当ビジョンのもと、従来から成長市場と位置付けているモビリティ、エネルギー、産業機器に加え、新興国の人口増加や先進国の高齢化、医療の高度化等により医療・介護機器開発が加速するヘルスケア市場においても、デバイスからコンポーネントまで提供できる価値ある企業を目指してまいります。

2) 不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、平成19年5月30日開催の取締役会にて「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）」の導入を決議し、平成19年6月28日開催の第83回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。

さらに、平成22年6月29日開催の第86回定時株主総会において、取締役会での検討期間の延長期間の短縮や対抗措置の発動要件に株主の皆様のご承認を加える等の一部の修正を行った上で、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認をいただいております。

平成25年6月27日開催の第89回定時株主総会において、同一の内容で株主の皆様のご承認をいただいております。

また、平成28年6月29日開催の第92回定時株主総会において、対抗措置の内容を新株予約権の無償割当てに限定し、さらに本プランがよりわかりやすいものとなるよう、字句の整備、表現等の変更を行った上で、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認をいただいております。

本対応方針では、大量買付行為が行われようとする際に、当社取締役会は大量買付者に対して情報の提供を求め、提供された情報を評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示します。また、当社取締役会は必要に応じて大量買付者と交渉し、または株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

一方、大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合、または大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大量買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される大量買付行為（東京高裁が濫用的買収として例示した4類型および高圧的2段階買収）であると当社取締役会が判断した場合には、例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

なお、本方針の詳細に関しましては、当社ウェブサイト
(<http://www.shindengen.co.jp/ir/>) に掲載しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	133,706	(負債の部)	74,537
流動資産	84,461	流動負債	31,308
現金及び預金	33,058	支払手形及び買掛金	14,495
受取手形及び売掛金	19,336	短期借入金	7,425
有価証券	7,000	1年内償還予定の社債	500
商品及び製品	7,243	リース債務	257
仕掛品	3,709	未払法人税等	933
原材料及び貯蔵品	9,094	賞与引当金	1,132
繰延税金資産	1,058	その他	6,564
その他	3,981	固定負債	43,228
貸倒引当金	△20	社債	4,775
固定資産	49,244	長期借入金	17,025
有形固定資産	25,936	リース債務	658
建物及び構築物	8,295	繰延税金負債	100
機械装置及び運搬具	7,642	退職給付に係る負債	16,084
土地	5,878	製品保証引当金	4,414
リース資産	836	資産除去債務	142
建設仮勘定	1,540	その他	29
その他	1,742	(純資産の部)	59,169
無形固定資産	1,675	株主資本	58,524
ソフトウェア	972	資本金	17,823
リース資産	6	資本剰余金	7,738
その他	696	利益剰余金	33,106
投資その他の資産	21,632	自己株式	△143
投資有価証券	16,032	その他の包括利益累計額	644
繰延税金資産	4,957	その他有価証券評価差額金	3,632
その他	688	為替換算調整勘定	△710
貸倒引当金	△46	退職給付に係る調整累計額	△2,278
資産合計	133,706	負債及び純資産合計	133,706

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成29年 4月 1日)
(至 平成30年 3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	92,177
売 上 原 価	72,630
売 上 総 利 益	19,546
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	12,693
営 業 利 益	6,853
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	122
受 取 配 当 金	323
雑 収 益	696
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	312
雑 損 失	520
経 常 利 益	7,164
特 別 損 失	
減 損 損 失	65
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	7,098
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,656
法 人 税 等 調 整 額	148
当 期 純 利 益	5,293
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	5,293

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年 4月 1日)
(至 平成30年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	17,823	7,738	29,144	△132	54,573
会計方針の変更による 累積的影響額			△43		△43
会計方針の変更を反映した 当期首残高	17,823	7,738	29,100	△132	54,529
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,287		△1,287
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,293		5,293
自己株式の取得				△10	△10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	4,006	△10	3,995
当 期 末 残 高	17,823	7,738	33,106	△143	58,524

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 関 連 する 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	2,653	△600	△2,621	△568	54,004
会計方針の変更による 累積的影響額		43		43	0
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,653	△556	△2,621	△524	54,004
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,287
親会社株主に帰属する 当期純利益					5,293
自己株式の取得					△10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	979	△153	343	1,169	1,169
当 期 変 動 額 合 計	979	△153	343	1,169	5,164
当 期 末 残 高	3,632	△710	△2,278	644	59,169

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	107,760	(負債の部)	62,407
流動資産	69,480	流動負債	27,108
現金及び預金	22,988	支払手形	78
受取手形	569	買掛金	6,521
電取記録債	1,981	電子記録債	2,612
売掛証	17,550	短期借入金	7,425
有価証券	7,000	1年内償還予定の社債	500
半製品	4,522	未払法人税等	2,052
材仕掛品	555	未払費用	784
仕掛品	2,746	前払費用	320
前払費用	469	前受り金	91
関係会社短期貸付	186	預り金	5,170
未収入金	3,280	設備関係支払手形	14
未繰入金	4,622	賞与引当金	668
繰延消費税	2,365	リース負債	136
繰延消費税	636	その他	731
貸倒引当	7		
	△2	固定負債	35,298
固定資産	38,280	社債	4,775
有形固定資産	9,338	長期借入金	17,025
建物	2,613	退職給付引当金	8,750
構築物	173	製品保証引当金	4,414
機械及び装置	1,709	資産除去債務	69
車両運搬具	0	リース負債	258
工具	918	その他	6
工事	2,944	(純資産の部)	45,353
建設仮勘	350	株主資本	41,717
建設仮勘	628	資本金	17,823
無形固定資産	1,120	資本剰余金	7,738
電話加入権	18	資本準備金	6,031
ソフトウエア	586	その他資本剰余金	1,707
リース資産	6	利益剰余金	16,298
その他資産	509	その他利益剰余金	16,298
投資その他の資産	27,821	繰越利益剰余金	16,298
投資関係会社	13,262	自己株式	△143
出資	9,759	評価・換算差額等	3,636
関係会社	0	その他有価証券評価差額金	3,636
長期前払費用	1,791		
繰延税金	39		
繰延税金	2,714		
貸倒引当	295		
	△41		
資産合計	107,760	負債及び純資産合計	107,760

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成29年 4月 1日)
(至 平成30年 3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	78,180
売 上 原 価	66,529
売 上 総 利 益	11,650
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	9,350
営 業 利 益	2,300
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,580
雑 収 益	1,356
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	333
雑 損 失	629
経 常 利 益	4,274
税 引 前 当 期 純 利 益	4,274
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	779
法 人 税 等 調 整 額	1,036
当 期 純 利 益	3,238

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成29年 4月 1日)
(至 平成30年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 準 備 本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	17,823	6,031	1,707	7,738	14,348	14,348	△132	39,777
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△1,287	△1,287		△1,287
当 期 純 利 益					3,238	3,238		3,238
自 己 株 式 の 取 得							△10	△10
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	1,950	1,950	△10	1,940
当 期 末 残 高	17,823	6,031	1,707	7,738	16,298	16,298	△143	41,717

	評 価 ・ 換 算 等 の 他 有 価 証 券 額	純 資 産 計
	当 期 首 残 高	
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△1,287
当 期 純 利 益		3,238
自 己 株 式 の 取 得		△10
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	979	979
当 期 変 動 額 合 計	979	2,919
当 期 末 残 高	3,636	45,353

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

新電元工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 麻 生 和 孝 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 定 留 尚 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新電元工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新電元工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

新電元工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 麻 生 和 孝 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 定 留 尚 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新電元工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて重要な子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

会計監査に関しましては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムの構築及び運用については、継続的な改善が図られているものと認めます。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月21日

新電元工業株式会社 監査役会

常勤監査役 肥 後 良 明 ㊟

監 査 役 藤 巻 真 人 ㊟

監 査 役 三 宅 雄 一 郎 ㊟

(注) 監査役藤巻真人及び監査役三宅雄一郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県飯能市仲町11番21号
ホテル・ヘリテイジ飯能sta. 6階 ヘリテイジホール
電話 042-975-1313

交通 西武池袋線 **飯能駅(北口)**下車……………徒歩1分
西武池袋線 **東飯能駅(西口)**下車……………徒歩10分
JR八高線



「COOL BIZ」スタイルでの株主総会開催について

当日は節電の取り組みの一環といたしまして、会場内の空調の温度を高めにして開催させていただきます。つきましては、当社の役員および従業員がノーネクタイの「COOL BIZ」スタイルにてご対応させていただく予定ですので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますよう、お願い申し上げます。

UD
FONT

ユニバーサルデザイン(UD)の
考えに基づいた
見やすいデザインの文字を
採用しています。

